

平成 24 年 9 月 20 日

学生のみなさん

学生サポートセンター

台風等非常時の場合の授業等の取り扱いについて、下記のとおり変更しましたので
ご注意ください。

記

台風等非常時の場合の授業等の取り扱いについて

1. 自然災害による休講の基準

(1) 愛知県全域若しくは西部（東部のみは対象外）に暴風警報又は大雪警報が気象
庁より発令された場合

- ① 午前 7 時に上記の警報が発令中の場合は、午前中の授業等を休講とする。
- ② 午前 10 時までに上記の警報が解除されない場合は、終日休講とする。
- ③ 上記以外の場合においても、各種気象情報により学長が特に必要であると判断した場合は、急遽休講措置を講じることがある。

(2) 東海地震判定会より地震注意情報又は警戒宣言（地震予知情報）が発令された
場合

- ① 午前 7 時に地震注意情報等が発令中の場合は、午前中の授業等を休講とする。
- ② 午前 10 時までに地震注意情報等が解除されない場合は、終日休講とする。
- ③ 授業開始後に地震注意情報等が発令された場合は直ちに授業等を休講とし、
警戒宣言が発令された場合は避難措置を講じる。

2. 交通ストライキによる休講の基準

名鉄又は JR のいずれかがストライキを実施し、午前 7 時までに解除されない場合
は午前中の授業等を休講とし、さらに午前 10 時までに解除されない場合は終日休講
とする。

3. その他

(1) 上記により授業等を休講とした場合は、課外活動はすべて禁止するとともに学
内施設を閉鎖する。

(2) 教育実習、臨地実習、保育実習、介護等体験及びインターンシップ等について
は、各実習先の指示に従うものとする。

(3) 自然災害又は交通ストライキ等により交通手段が途絶したため学生が授業等を
欠席した場合において、授業担当教員は、学生の届出に基づき、その学生が通学
不能であったと判断したときは、できるだけ本人の不利益にならないよう配慮す
るものとする。